

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

| 告 示 | ページ |
|---|-----|
| ○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護機関の指定 (福祉指導課) | 1 |
| ○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による施術機関の指定 (") | 1 |
| ○保安林の指定施業要件の変更予定 (2件) (治山林道課) | 1 |
| ◎急傾斜地崩壊危険区域の指定 (防災砂防課) | 1 |
| ○道路の供用開始 (道 路 課) | 2 |
| 公 告 | |
| ○入会林野整備計画の適否決定 (森づくり推進課) | 2 |
| ○土地区画整理組合の理事の氏名等の届出 (都市計画課) | 2 |
| ○開発行為に関する工事の完了 (") | 2 |
| 高知県選挙管理委員会告示 | |
| ◎条例の制定又は改廃の請求及び県の事務の執行に関し、監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数 (6・6 掲示) | 2 |
| ◎高知県議会の解散の請求及び知事等の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の必要な数 (") | 2 |
| ◎高知県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数 (") | 2 |
| ○政治団体設立の届出 | 2 |
| ○政治団体異動の届出 | 3 |
| ○政治団体解散の届出 | 3 |
| ○資金管理団体異動の届出 | 3 |
| ○資金管理団体指定の取消しの届出 | 4 |
| 入札公告 | |
| ○一般競争入札 (総合運転者管理システムの借入れ) の公告 (警察本部分計課) | 4 |

告 示

高知県告示第410号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第54条の2 第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2 第1項の規定による介護機関として、次のとおり指定した。

平成23年6月21日

高知県知事 尾崎 正直

| 指定年月日 | 事業者の名称及び主たる事務所の所在地 | 事業所の名称及び所在地並びにサービスの種類 |
|-----------|-------------------------------|--|
| 平成23年4月1日 | 社会福祉法人須崎市社会福祉協議会 須崎市山手町1-7 | 須崎市地域包括支援センター 須崎市山手町1-7 介護予防支援事業 |

高知県告示第411号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第55条において準用する同法第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) においてその例によるものとされた生活保護法第55条において準用する同法第49条の規定による施術機関として、次のとおり指定した。

平成23年6月21日

高知県知事 尾崎 正直

| 施術者氏名 | 施術所の名称 | 施術所の所在地 | 指定年月日 |
|-------|----------|---------------|------------|
| 町田 実雄 | PLUS+接骨院 | 安芸郡田野町1706番地1 | 平成23年5月23日 |

高知県告示第412号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、森林法 (昭和26年法律第249号) 第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により告示する。

平成23年6月21日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
いの町 (次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及びいの町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第413号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、森林法 (昭和26年法律第249号) 第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により告示する。

平成23年6月21日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
仁淀川町 (次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的
干害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
変更しない。
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
仁淀川町 (次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的
公衆の保健
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
変更しない。
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び仁淀川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第414号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 (昭和44年法律第57号) 第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県須崎土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成23年6月21日

高知県知事 尾崎 正直

- 高岡郡檮原町上西の川
- (1) 標柱を設置した土地の地番

| 標柱番号 | 所在地 | 地番 |
|------|------------|-------|
| 1 | 高岡郡樺原町上西の川 | 240 |
| 2 | 〃 〃 〃 | 238 |
| 3 | 〃 〃 〃 | 259 |
| 4 | 〃 〃 〃 | 311-1 |
| 5 | 〃 〃 〃 | 303 |
| 6 | 〃 〃 〃 | 253-2 |
| 7 | 〃 〃 〃 | 246 |
| 8 | 〃 〃 〃 | 242 |

(2) 区域

標柱1から5までを順次に直線で結んだ線、標柱5と6を国道197号線に沿って結んだ線、標柱6から8までを順次に直線で結んだ線及び標柱8と1を直線で結んだ線により囲まれた区域内とする。ただし、昭和42年12月建設省告示第4606号で指定した西の川砂防指定地を除く。

高知県告示第415号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成23年6月21日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年6月21日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 谷地日下停車場
- 3 道路の区域

| 供用開始区間 | 延長 (メートル) | 供用開始年月日 |
|-----------------------|--------------|------------|
| 高岡郡日高村沖名字戸梶 2160番1 | 26 | 平成23年6月21日 |

公 告

入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和

41年法律第126号）第6条第1項の規定により、熊井入会林野整備組合が行う熊井入会林野整備計画は、適当と決定したので、次のとおり関係書類を公衆の縦覧に供する。

平成23年6月21日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 縦覧に供する書類
熊井入会林野整備計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成23年6月21日から同年7月20日まで
- 3 縦覧場所
高知県林業振興・環境部森づくり推進課及び黒潮町役場

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により清水第三土地区画整理組合から次のとおり理事の氏名及び住所の届出があったので、同条第2項の規定により公告する。

平成23年6月21日

高知県知事 尾崎 正直

| 氏名 | 住 所 |
|-------|---------------|
| 杉村 章生 | 土佐清水市緑ヶ丘19番9号 |
| 久保 眞一 | 〃 天神町2番10号 |
| 山崎 真市 | 〃 〃 10番9号 |
| 五藤 満子 | 〃 〃 12番20号 |
| 橋本 敏男 | 〃 汐見町14番3号 |
| 岩崎 清明 | 〃 清水140番地6 |
| 森 祥一 | 〃 寿町2番1号 |
| 谷村 勝亨 | 〃 元町6番7号 |

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成23年6月21日

高知県知事 尾崎 正直

| 許可番号 | 開発区域に含まれる地域の名称 | 開発許可を受けた者の住所及び氏名 |
|----------------------------|--------------------------|---------------------------------------|
| 平成21年12月28日 21高須土第1037号 | 高岡郡中土佐町久礼 字上沢6663番1ほか | 高岡郡中土佐町久 礼6602-2 中土佐町長 池田 洋光 |

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第41号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づく高知県の条例の制定又は改廃の請求及び同法第75条第1項の規定に基づく監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、12,770人である。

平成23年6月6日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫

高知県選挙管理委員会告示第42号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項の規定に基づく高知県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく高知県知事の解職の請求及び同法第86条第1項の規定に基づく高知県の副知事、選挙管理委員、監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定に基づく高知県教育委員会の委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数のうち、40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、173,083人である。

平成23年6月6日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫

高知県選挙管理委員会告示第43号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定に基づく高知県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成23年6月6日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫

| | |
|-------------------------|---------|
| 高知市選挙区 | 92,766人 |
| 室戸市、東洋町選挙区 | 5,728人 |
| 安芸市、芸西村選挙区 | 6,718人 |
| 南国市選挙区 | 13,317人 |
| 土佐市選挙区 | 8,143人 |
| 須崎市選挙区 | 6,842人 |
| 宿毛市、大月町、三原村選挙区 | 8,519人 |
| 土佐清水市選挙区 | 4,654人 |
| 四万十市選挙区 | 9,844人 |
| 香南市選挙区 | 9,314人 |
| 香美市選挙区 | 7,991人 |
| 奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村選挙区 | 3,500人 |
| 長岡郡、土佐郡選挙区 | 4,062人 |
| 吾川郡選挙区 | 9,397人 |
| 高岡郡選挙区 | 18,359人 |
| 黒潮町選挙区 | 3,683人 |

高知県選挙管理委員会告示第44号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により次のとおり届出があった。

平成23年6月21日

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫
 その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

| 名称 | 代表者氏名 | 会計責任者氏名 | 主たる事務所の所在地 | 届出年月日 |
|---------|-------|---------|--------------|---------|
| 山中良成後援会 | 山中 次男 | 山中 良子 | 南国市大桶甲1465-3 | 平23・5・2 |

高知県選挙管理委員会告示第45号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により次のとおり異動の届出があった。

平成23年6月21日

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫
 政党（国会議員関係政治団体とみなされる政党以外の政党）

| 区分 | 名称 | 代表者氏名 | 会計責任者氏名 | 主たる事務所の所在地 | 届出年月日 |
|-----|-----------------|-------|---------|-------------|----------|
| 異動前 | 自由民主党高知県支部連合会 | 異動なし | 岡崎 洋一郎 | 異動なし | 平23・5・2 |
| 異動後 | | | 溝淵 健夫 | | |
| 異動前 | 自由民主党高知県自動車整備支部 | 異動なし | 西村 及也 | 異動なし | 平23・5・9 |
| 異動後 | | | 楠瀬 吉保 | | |
| 異動前 | 公明党高知総支部 | 吉田 哲男 | 山根 堂宏 | 高知市十津六丁目5-4 | 平23・5・30 |
| 異動後 | | | 山根 堂宏 | 高木 妙 | |
| 異動前 | 公明党西高知 | 北岡 義彦 | 異動なし | 吾川郡いの町4071 | 平23・5・30 |

| | | | | | |
|-----|-----|-------|--|--------------|--|
| 異動後 | 総支部 | 佐々木 学 | | 須崎市原町一丁目7番地2 | |
|-----|-----|-------|--|--------------|--|

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

| 区分 | 名称 | 代表者氏名 | 会計責任者氏名 | 主たる事務所の所在地 | 届出年月日 |
|-----|------------------------|-------|---------|------------------|----------|
| 異動前 | 池田洋光後援会 | 異動なし | 若木 良根 | 異動なし | 平23・5・2 |
| 異動後 | | | 中川 次男 | | |
| 異動前 | 土佐21世紀会「ガンバレ！山本さだひろの会」 | 異動なし | 異動なし | 土佐市高岡町乙1 | 平23・5・2 |
| 異動後 | | | | 土佐市高岡町丁2664-1 | |
| 異動前 | 田中こうじ後援会 | 異動なし | 異動なし | 高岡郡中土佐町久礼2022-4 | 平23・5・6 |
| 異動後 | | | | 高岡郡中土佐町久礼1612番地2 | |
| 異動前 | 高知県自動車整備政治連盟 | 異動なし | 西村 及也 | 異動なし | 平23・5・9 |
| 異動後 | | | 楠瀬 吉保 | | |
| 異動前 | 宮本ひろゆき | 異動なし | 宮本 雅祥 | 異動なし | 平23・5・10 |

| | | | | | |
|-----|--------------|-------|--------|-----------------|----------|
| 異動後 | 後援会 | | 宮本 恵美子 | | |
| 異動前 | 幸福実現党高知東部後援会 | 桃田 妙子 | 中澤 秀夫 | 高知市薊野中町14-13 | 平23・5・25 |
| 異動後 | | 橋詰 毅 | 高橋 和 | 香南市野市町母代寺394-29 | |

高知県選挙管理委員会告示第46号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により次のとおり解散の届出があった。

平成23年6月21日

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫
 その他の政治団体

| 名称 | 主たる事務所の所在地 | 代表者氏名 | 政治団体でなくなった理由 | 届出年月日 |
|----------|----------------|--------|--------------|----------|
| 西村さくお後援会 | 幡多郡黒潮町佐賀1083-2 | 西村 策雄 | 解散 | 平23・5・9 |
| 石田清一郎後援会 | 土佐郡土佐町田井1370-2 | 石田 清一郎 | 解散 | 平23・5・10 |
| 岡村康良後援会 | 高知市中水道5-29 | 岡村 康良 | 解散 | 平23・5・10 |
| 岡村康良仁淀会 | 高知市中水道5-29 | 岡村 康良 | 解散 | 平23・5・10 |
| 門田におこ後援会 | 幡多郡黒潮町浮鞭2036 | 門田 仁子 | 解散 | 平23・5・10 |
| 吉田てつお後援会 | 高知市十津六丁目5-4 | 吉田 哲男 | 解散 | 平23・5・10 |

高知県選挙管理委員会告示第47号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により次のとおり資金管理団体の異動の届出があった。

平成23年6月21日
高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫
資金管理団体

| 区分 | 候補者氏名 | 公職の種類 | 名称 | 主たる事務所の所在地 | 届出年月日 |
|-----|-----------|-------|--------------|------------------------------|-------------|
| 異動前 | 田中 孝 児 | 異動なし | 田中こう じ後援会 | 高岡郡中 土佐町久 礼2022ー 4 | 平23・5・ 6 |
| 異動後 | | | | 高岡郡中 土佐町久 礼1612番 地2 | |

高知県選挙管理委員会告示第48号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により次のとおり資金管理団体でなくなった旨の届出があった。

平成23年6月21日

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫
資金管理団体

| 届出をした者の氏名 | 公職の種類 | 名称 | 主たる事務所の所在地 | 代表者氏名 | 資金管理団体でなくなった旨の届出年月日 |
|------------|-------------|------------------|--------------------------------|------------|---------------------|
| 石田 清 一郎 | 土佐町 議会議員 | 石田清 一郎後 援会 | 土佐郡 土佐町 田井 1370ー 2 | 石田 清 一郎 | 平23・5・ 10 |
| 岡村 康 良 | 高知市 議会議員 | 岡村康 良後援 会 | 高知市 中水道 5ー29 | 岡村 康 良 | 平23・5・ 10 |
| 門田 仁 和子 | 黒潮町 議会議員 | 門田に わこ後 援会 | 幡多郡 黒潮町 浮鞭 2036 | 門田 仁 和子 | 平23・5・ 10 |

| | | | | | |
|-----------|-------------|------------------|-------------------------|-----------|--------------|
| 吉田 哲 男 | 高知市 議会議員 | 吉田て つお後 援会 | 高知市 十津六 丁目5 ー4 | 吉田 哲 男 | 平23・5・ 10 |
|-----------|-------------|------------------|-------------------------|-----------|--------------|

入 札 公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。

平成23年6月21日

高知県警察本部長 加藤 晃久

1 入札に付する事項

- (1) 借入物品の名称及び数量
総合運転者管理システム 一式
- (2) 借入物品の特質等
入札説明書による。
- (3) 借入期間
平成24年1月1日から平成28年12月31日まで

(4) 借入場所

高知県警察本部警務部情報管理課及び交通部運転免許センター

(5) 入札方法

- ア 入札金額は、この入札公告に示した借入物品の借入期間の貸貸借料（保守料金を含む。）の月額を入札書に記載すること。
- イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- 次に掲げる全ての要件を満たす者は、この一般競争入札に参加することができる。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 高知県における「平成21～23年競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に登録されている者であること。
- (3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。

(4) 入札説明書に示した借入物品の要求仕様に合致した物品及び数量を確実に納入し得ることを証明し、かつ、契約を完全に履行する業務の実施体制及び能力を備えている者であること。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

3 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号780ー8544
高知市丸ノ内二丁目4ー30
高知県警察本部警務部会計課 用度係
電話番号088ー826ー0110（内線2252）

(2) 入札説明書の交付方法

平成23年6月21日（火）から同年8月1日（月）まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）第3条に規定する休日を除く。）の間に(1)の交付場所で交付する。

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時
平成23年8月10日（水）午前11時
郵送による場合は、書留郵便によるものとし、平成23年8月9日（火）午後5時までに(1)の交付場所に必着すること。

イ 場所

高知市丸ノ内二丁目4ー30 高知県警察本部2階 201会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。）第9条、第10条、第39条及び第40条の規定による。
- (3) 入札に参加を希望する者に求められる事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した借入物品の機能等証明書及び物品を納入することができることを証明する書類を平成23年8月1日午後5時までに3の(1)の交付場所に提出しなければならない。また、開札の日までの間において、高知県警察本部長から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (4) 入札の無効
この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、

入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(5) 落札者の決定方法

規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) 契約書作成の要否

要

(8) 資格審査に関する事項

2の(2)に掲げる入札参加資格要件を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望するものは、高知県知事が定める申請書に必要書類を添えて、高知県会計管理局総務事務センターに提出すること。ただし、平成23年7月20日(水)までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。

なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を当該申請書の欄外に朱書するとともに、当該事項を申し出ること。

(9) 関連情報を入手するための照会窓口

3の(1)に同じ。

(10) 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased:
Comprehensive Driver Management System 1 set

(2) Deadline for tender (by hand) : 11:00 A.M. on
Wednesday 10 August 2011

(3) Deadline for tender (by mail) : 5:00 P.M. on
Tuesday 9 August 2011

(4) Contact: Police Administration Department,
Accounting Division, Kochi Prefectural Police
Headquarters, 2-4-30 Marunouchi, Kochi City, Kochi
780-8544 Japan

Tel: 088-826-0110 (ext. 2252)